

今般武州上州信州
 泥入砂降り候場所
 御救普請触書
 用者水路橋木水
 取寄るに御料
 輕重に随ひて
 法は其の儀に
 河人並びに在
 一切致させず
 小前迄、右御
 力を附け、農
 其の外諸色共
 いたし、御普
 様、村々より
 右の通り急度
 卯十一月四日

伊豆 印

群馬郡 我妻郡 村々

16 [上・武・信州泥入砂降り場所御救普請触書]

卯〔天明3年(1783)〕11月4日

この史料は、幕府から群馬郡・吾妻郡の村々に対して発給された御救御普請実施に関する通達書の写です。内容は、御料（幕府領）、私領（大名領・旗本領）の区別なく同じように御救御普請おすくいごふしんを始めること、また必要な資材である竹木等の値上げをしないようにすること、というものです。8月中旬から9月にかけて実施された勘定吟味役根岸九郎左衛門による本格的な巡検から2か月ほどを経てようやく幕府による復興事業が始まろうとしていたことがわかります。

伊能光雄家文書 P8003 No.1182

〔史料16〕 [上・武・信州泥入砂降り場所御救普請触書]

卯（天明三年）十一月四日

〔読み下し文〕

今般武州・上州・信州
 泥入り砂降り候場所、私領
 の分も川筋は勿論、内郷
 用悪水路・道・橋等、御救
 御普請仰せ付けられ候間、仕立て
 方の儀は其の場所難儀の
 輕重に随ひ、夫々組合せ、村
 請けに仕立てさせ候儀に付き、江戸
 町人並びに在方にてても下請け等
 一切致させず、村々百姓共
 小前迄、右御普請致し出精
 力を附け、農業相励み候様致すべく候
 一御普請中竹木井に米穀
 其の外諸色共成る丈さかけべく下直さげに
 いたし、御普請差し支えざる
 様、村々より売り出し申すべく候
 右の通り急度相心得べく候、
 卯十一月四日 九郎左印
 伊豆 印

御料 群馬郡 我妻郡 村々
 私領 上州
 名主 組頭